

は し が き

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界経済や産業構造に大きな影響を与えました。人々の生活はリモート化が進み、電子商取引の急伸や情報通信技術の発展等により、消費行動や企業行動にも変化が見られています。このような状況を踏まえ、知的財産制度に係る手続をオンラインで行うことができるようにすること、そして、経済活動の変化に対応し知的財産権の保護を適切に見直していくことが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞する中、日本の産業を振興し、イノベーションを促進していくためには、知的財産制度を支える財政基盤や弁理士制度等について、中長期的な視野に立ち、強化していくことも必要です。

そこで、政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応したデジタル化等の手続の整備や、デジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応した権利保護の見直し、知的財産制度の基盤強化の三本柱とする重要な法律改正を提案しました。この「特許法等の一部を改正する法律案」は、令和3年3月2日に第204回通常国会に提出され、国会での審議を経て令和3年5月14日に成立し、同年5月21日に〈特許法等の一部を改正する法律（以下「本改正」という。）〉令和3年法律第42号として公布されています。

本書は、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会・特許制度小委員会・意匠制度小委員会・商標制度小委員会・弁理士制度小委員会における審議、立案過程における議論等を踏まえ、改正の趣旨、内容、ポイントを平易に解説したものです。

本改正作業に際しては、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員

会の委員長である長岡貞男 東京経済大学経済学部教授、同分科会特許制度小委員会の委員長である玉井克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授・信州大学経法学部教授、同分科会意匠制度小委員会・商標制度小委員会の委員長である田村善之 東京大学大学院法学政治学研究科教授、同分科会弁理士制度小委員会の委員長である井上由里子 一橋大学大学院法学研究科教授、を始めとする各委員及び特許庁内外の多数の方々から、多大な御指導、御助言を頂きました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本書が、新制度について多くの方々に理解され、その運用がより円滑になされることの一助になれば幸いです。

令和3年12月

特許庁 制度審議室長
猪俣 明彦